

第七回国会 大蔵委員会 議録 第三十一号

昭和二十五年三月十一日(土曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 川野 芳滿君

理事 大上 司君 理事 北澤 直吉君

理事 小峯 柳多君 理事 小山 長規君

理事 前尾繁三郎君 理事 川島 金次君

理事 橋本 金一君 理事 河田 賢治君

理事 内藤 友明君

岡野 清豪君 奥村又十郎君

鹿野 彦吉君 佐久間 徹君

高間 松吉君 田中 啓一君

塚田十一郎君 吉米地英俊君

中野 武雄君 西村 直巳君

三宅 則義君 田中織之進君

松尾トシ子君 宮腰 喜助君

竹村奈良一君 中野 四郎君

出席國務大臣 池田 勇人君

出席政府委員 大蔵大臣 平田敬一郎君

大蔵事務官 (主税局長) 高橋 衛君

國稅庁長官 黒田 久太郎君

委員外の出席者 専門員 黒田 久太郎君

専門員 椎木 文也君

本日の会議に付した事件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

富裕税法案(内閣提出第五三号) 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

資産再評価法案(内閣提出第五五号) 相続税法案(内閣提出第五六号) 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第五七号)

○川野委員長 会議を開きます。

これより酒税法の一部を改正する法律案、有価証券移転税法を廃止する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法案、通行税法の一部を改正する法律案、資産再評価法案、相続税法案、所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案の法制改正関係九法案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。田中織之進君。

○田中(織)委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となられました酒税法に關する九法案中、有価証券移転税法を廃止する法律案に對しは賛成をいたしますが、他の八法案に對しは、反對の討論を行わんとするものでござります。

まず本委員会に付託せられましたところの今回の税制改革諸法案は、いわゆる昨年八月二十六日のシャープ勧告による根本的改革の一応の仕上げに關するところの法的な措置でござります。が、われわれは一箇月有余にわたる本委員会におけるこの法案の審議過程に

おきまして、政府がシャープ勧告案に基いて立案いたしましたという今回の税制改革の諸法案が、著しく勧告の趣旨から逸脱してある面が見受けられるのであります。ことにシャープ勧告におきまして、日本の租税体系の上におきまして、いわゆる中産階級以下の勤労大衆に對する課税軽減のための処置が、強く要望せられておるような面につきましても、具体的には所得税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げたいと思ひますけれども、特にこの所得税を中心としたしまして十分盛り込まれておらないと、われわれはかく断定せざるを得ないのであります。ことに政府が、この税制改革の上で二十五年年度の予算案を組み立てまして、昨日衆議院におきましてはわれわれ野党の一致した反對にもかかわらず、多数の力をもつて衆議院を押し切りましたこの六千六百十四億の超膨大予算、この予算におきまして相かわらず大衆收奪の租税の上に組み立てておきながら、片一方におきまして、自由党の党略的な二十五年年度における減税の宣伝を行つておるのであります。われわれは、昨日反對をいたしました通り、遺憾ながら何ら減税として見るべきものを発見し得ない。そういう観点から、われわれは有価証券の移転税を廃止する法律案以外の各法案に反對せざるを得ないのであります。ことに政府が盛んにかつて宣伝を行つておられますところの二十五年年度における減税、これは国税の

面におきまして、予算面からは前年度に比べますならば、約九百億の減税を行つた、かように申しておりますけれども、事実上は法案の正式には国会に提案せられないのであります。が、地方税に關する法律案を検討いたしますならば、地方税における相当大幅な増徴が行われるのであります。われわれは政府のこういう数字的魔術による減税、から宣伝に對しましては、国民の前にその欺瞞性を暴露しなければならぬ、かように考へるものであります。ことにわれわれが注目をいたさなければならぬのは、二十五年年度において国税の面においては、なるほど二十四年度よりそれだけの減税を行うような形に相なりませけれども、その比較になつておる二十四年度の税収といふものが、一体いかなる形において行われておるかといふことを、われわれは突かなかねばならないのであります。二十四年度の減税は、前年度よりも著しく租税の増徴になつておる。しかも二十五年年度においては、掛声に應ずる意味からもある程度の減税を行わなければならぬといふ意味から申しましても、徹底的な増徴を行つておられるという事実を見のがすわけには行かないのであります。従つて二十四年度中に相当額の増徴を行つて、それをちよつとびり雀の涙ほど二十五年年度において減らしたからといつて、われわれはそれが実質的な意味における減税にはならないといふことを、ここに申し上げざるを得ない

のであります。すでに御案内の通り、二十四年度におきます自然増収の部分につきまして、これを第六国会における補正予算におきまして、二百十三億というものがすでに見込まれておる。さらに申告所得における若干の減収を見込まなければならぬといつたしましても、本年三月の年度末における租税のいわゆる超過収入分というものを、現在の末端の税務署における相当徹底的な徴税攻勢の見地から検討いたしますならば、われわれはやはり相当の租税の徴収超過分を認めざるを得ないと思ひます。そういう見地から申しますならば、二十五年年度における政府の減税といふことは、われわれはまづたゞ事實を伴わなるところの、一つのから宣伝である主張せざるを得ないのであります。さらに、今回の税制改革を政府が立案するにあたりまして、その前提となつておられますところの国民所得の算定の問題について考へてみましても、生産あるいは物価その他いろいろの角度から検討いたしましたとしても、政府が安本當局をして推定せしめたと言われる三兆二千五百億というような、歴大なる国民所得額に達するといふようなことは、われわれはこれを信することのできないのであります。これはただ、ただいま申し上げましたところの減税といふ宣伝技術の問題、また二十五年年度予算において、国民から收奪しようとするところの租税その他の関係から申しまして、ただ紙の上において、この

考えなければならぬのであります。

ことにこれは總論的な反対論の中に申し上げましたが今後日本に参りますところの第三国人によりまして、日本の国内において資産が所有せらるるという形式が進んで参ります段階におきまして、われ／＼は日本の国民全体の立場において、この一見社会化されたところの相続税法について、新たなる角度から検討しなければならぬ問題があり、また今日の日本の経済の社会化がきわめて不十分な段階におきましては、これは物を持つ者の立場において、考え直さなければならぬ点があるという点を指摘いたしました。この相続税法案に対しても、われ／＼は反対するものであります。

次に酒税法の一部改正法律案でございますが、若干の増徴を行うというところでございますが、われ／＼は現在の酒税の税率の關係から見ても、これは酒の業者の声を聞くまでもなく、すでに酒の消費、あるいは従つて飛れ行きに大きな影響を持つて来ておる段階におきまして、これ以上増徴するというようなことには反対しては、われ／＼は反対するものでございます。むしろ酒税の面における増徴を期待いたしますならば、私は税率を引下げるといたしました。先般これは第六国会であつたかと記憶いたしますが、同じこの大蔵委員会において私が指摘したのでありますけれども、いわゆる水割りの關係において酒税の増徴を期待し得る部分が相当あり、こまかい数字は本日申し上げませんけれども、私はこの面からむしろ税率を引下げても増徴を確保できるような他の方法が——これは徴税技術上の問題で解決

できる問題であります。あるところを指摘いたしました。この酒税法の一部を改正する法律案に対しても、われ／＼は反対するものでございす。

次に通行税の問題でございますが、これは非常に古い歴史を持つておるものでございまして、今回三等の鉄道運賃等に対しまして、これを廃止するといふことにつきましては、われ／＼は必ずしも反対するものではございませぬ。しかしながらこれはもつと全面的に、いわば一種の人头税でありますから、そういう点から考えなければならぬ問題である。さらにこの關係は、現在の第三次吉田内閣に相なりましてから引上げられたところの、旅客運賃の關係等を考へて参ります場合に、すでにこれは運賃の引上げの面にこうした問題が織り込まれておるのである。そういう点からこの三等の旅客運賃については、われ／＼はこれにつきましては、興党の自由党の諸君とともに、海上運賃の二等についての免税の処置についての修正を企図いたしましたのであります。遂にわれ／＼の意図がいられない。われ／＼はあくまでこうした人头税的な、ある意味において封建的な色彩を持つておるこうしたものにつきましては、これを全廃すべきである、部分的な廃止ということでは不十分であるという意味において、遺憾ながらこの通行税に關する改正法律案に対しても、われ／＼は反対を表明するものであります。

が、これは以上申し述べた基本的な法律にわれ／＼が反対した意味におきまして、ことに特別法人税を廃止する關係から、關係法令の中に、たとえば農業協同組合、中小企業協同組合等の關係の分を、これは法人課税一本にいたしする關係から整理しようといふことは、われ／＼はこれを特別法人税という形において、一般の法人とは課税率も下げたものを存置すべきであるという建前をとつておる關係から、この全部ではございませぬけれども、こうしたものを全部關係法令の整理に名をかつて、一挙に落してしまふ、こういう観点に立ちましてこの手續に關する法規ではございまして、所得税法等の改正に伴う關係法令の整理に關する法律案に対しても、われ／＼は遺憾ながら賛成することはできないのであります。

ただこの九つの税制關係の法案のうち、有価証券移転税法を廃止する法律案は、証券民主化という意味における大衆的な資金の調達ということが、今日日本の再建のためにきわめて重要な施策として取上げられておる段階において、きわめて適当な処置であるという意味において、その点に対しては賛意を表するものでございす。

○北澤委員 私は自由党を代表いたしました。ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外税制改正に關する八法律案につきまして、賛成の意を表せんとするものであります。

○川野委員 北澤直吉君。私の討論を終るにあたりまして、私が重ねて指摘しておきたい問題は、本委員会の審議の範圍外の問題ではありますけれども、この国税と片一方の輸入税をなしておりますところの地方税の關係におきまして、今回の税制改革案による關係において、相当の増徴が行われるといふ点であります。ことに地方税の關係につきましては、間接税は若干の軽減を見るのであります。附加

諸事情に適合するように、これに適切と認められる調整を加え、わが国現行税制全般にわたつて根本的な改正を行わんとするものであります。したが、さきに第六国会を通過いたしました、本年一月より実施せられた所得税の暫定的軽減、取引高税及び織物消費税の廃止、物品税の改正等と一体となりまして、わが国にまだかつて見ないところの近代的な、合理的な税制を樹立せんとするものであります。その大體の構想輪廓におきましては、何人といへども反対する人はいないと確信するものであります。公平な立場にありまして字論経験者におきましても、一致して今回の税制改革に賛意を表しては、われ／＼は反対する者がありとするならば、それは單に反対せんがための反対であり、党利党略に利用せんとするものであると言われども、弁解の辭はないと思ふのであります。ただこの場合一言いたしておきたいことは、ただいま議題となつた九法律案に關する九法案と一体をなすべき地方税の改正案が、諸般のやむを得ない事情のためにまだ国会に提出に相なつておらず、そのため地方税法の改正とにらみ合せながら、国税の改正を審議する上におきまして、多少遺憾の点があつたことではあります。この地方税法の改正案は、なるべくすみやかに国会に提案になるように、政府当局の善処を希望する次第であります。

次に今回の税制改正の特徴について申し述べますならば、第一は、昭和二十五年の予算におきましては、公共事業等の建設的投資をしながら、総合予算の均衡を確保し、経済安定をは

かる方針を堅持しつつ、歳出の面におきましては相当な縮減を断行し、これによる財源をもつて国民租税負担の軽減、合理化をはかることとした点であります。これによりまして、国税の軽減額は、昭和二十四年度当初の予算に比較しますれば、九百億円以上上るのであります。地方税におきましては四百億増徴するわけでありまして、国税と地方税と合せますと、国民所得に對しまして二・三%の減税となつておるわけでありまして、ただいま社会党の田中委員より、今回の税制改革はシャープ使節団の勧告の線を超脱してゐるというふうな討論があつたのであります。これはシャープ使節団の勧告を日本の国情に適合するよう、政府がせつかくの努力をもつて調整を加えたものでありまして、シャープ勧告をそのままのみにせず、これを日本の国情に合うように調整を加えた政府の努力に對しまして、われわれは敬意を表するのであります。たとえシャープ勧告によりまして、基礎控除の引上げは二万四千円となつておりますのを、今度の改正では二万五千円と上げております。またシャープ勧告におきましては、三十万円を越える所得について五五%となつておりますのを、これを政府の努力によりまして、五十万円を越えるものについて五五%、こゝなつております。また勤労控除につきましては、シャープ勧告案によりまして一〇%になつておりましたのを、これも政府の努力によりまして一五%と引上げたのであります。また酒税につきましては、シャープ勧告案におきましては相当の増税を主張されておりますが、これも政府の努力に

よりましてあまり増税せず、造石高の増加によつて収入をはかる案を立てたのであります。また資産の再評価につきましても、シャープ勧告案におきましてはこれを強制することになつてゐるわけでありまして、これは日本の実情に合いませんので、この資産再評価についてもその最高限度をきめて、その範囲内において任意に再評価をすることにしたのであります。さういふふうな今度の税制改革は、シャープ勧告の線を守りながら、これを日本の国情に適合するよう適切な調整を加えたのであります。先ほど社会党の田中委員は、今回の税制改革は減税といふのはから宣言である、實際的には減税になつておらぬ、こゝういふ主張でありましたが、これはとんでもない間違つてあります。ここに所得税の例をとつてみましても、たとえば給與所得者について申しますならば、扶養親族が三人で月収一万円を有する者の現在の所得税負担は、月に千九百九十五円でありまして、今回の改正におきましては六百八十三円となりまして、結局四割二分八厘だけ軽減されるわけでありまして、また扶養親族が四人で月収一万五千円を持つております者の現行の負担は、月二千六百九十一円でありまして、今回の改正におきましては千五百三十八円となりまして、差引き千五百三十三円の軽減となり、軽減の割合は四割五分八厘、こゝういふわけになりま

す。これをもつて単なるから宣伝と言ふのは、事實を曲げるもはなはだしいものであります。もちろんわれわれもいたしまして、今日の経済界の不況に際しましては、この程度の減税では必ずしも満足するものではありません。よりまして、無様な戦争によつて一敗地にまみれられた悲惨な敗戦国のどん底の状態から、主として一箇年四億ないし五億ドルに上るところの米国の対日援助によりまして、今日の状態まで祖国日本の復興再建を達成したのであります。今後アメリカ政府の日本に對する援助は漸減し、数年後にはこれを期待し得ない状況となつたこと、従つて日本としましては一日もすみやかに経済の自立を達成して、いわゆる竹馬経済、すなわち他力依存の経済を脱却することの急務であること、また経済の自立なくして政治的自由なく、日本国民の待望するところの対日講和條約を締結するにも、他力依存の日本経済態勢を一日もすみやかに自立依存の経済態勢に切りかえる必要があること、そのためには万難を排してインフレーションを収束せしめ、経済を安定して、貿易の振興をはかる以外に道がないことなどを考えますならば、二十五年度はこの程度の減税でしんぼうするほかはないと思つてあります。い

くさき勝ちましたイギリスにおいてさういふ国民動労大衆の基礎の上に立つ労働党内閣の指導のもとに、輸出かしからずんば死かというスローガンを掲げまして、極度の耐乏生活を国民に要請し、貿易の振興をはかりまして、経済再建に百方努力しておりますことは、これはわれわれにとつて他山の石とすべきであります。昭和二十五年年度の日本の国民所得と租税との比率を見ますと、地方税と国税を合せますと二三%でありまして、昭和二十四年度のイギリスの比率を見ますと四〇%であります。同じくいさき勝ちました国であります。同じくいさき勝ちました今日の国で、民大衆の生活状況を見ますと、長年にわたる外国との戦争並びに内戦のため、文字通り塗炭の苦に呻吟してゐる状態でありまして、しかしながら政治の要諦は、国民負担の軽減にあることは申すまでもないのであります。従いまして政府におかれましては、今後各方面にわたつて中央、地方を通じて経費を節約し、国民負担の軽減に努力し、特に所得税、物品税、酒税等の税率の引下げを実現せられるように、努力せられんことを希望する次第であります。また農業協同組合、中小企業協同組合、漁業協同組合等につきましては、まだスタート早々でありまして、その組合の基礎が必ずしも強固でありませんので、私はこゝ数年間はこゝういふ組合に對しまして、課税上の特別の考慮を拂ふ必要があると思つてあります。この点につきましても今後政府当局の御考慮をお願いしたいのであります。

次に今回の税制改革の特徴の第二は、負担の公平化をはかることに重点を置いてゐることでありまして、社会党等におきましては、社会政策は自分たちの専断であるかのごとく言つてゐるのであります。これはとんでもない間違ひであります。これはどうもいへば、間違ひであります。今度の税制改革におきましては、社会政策は相対的に繰り込まれてゐることをわれわれは看取するのであります。たとえば所得税制度におきましては、基礎控除の引上げ、勤労控除をシャープ勧告の一〇%から一五%に増加したこと、扶養控除の増額、それから扶養家族の範囲を拡大したこと、農業及び中小企業の特許者に対する扶養控除によりまして、税の軽減をはかつたこと、それか

す。今回の改正案は超過所得、清算所得に対する課税を廃止して普通所得一本として、税率は現行の三五%そのままとして、新たに積立金に対する二%課税がありますが、大体においてこれらによつて、企業の負担が相当程度軽減されているようにあります。またその他に貸倒れ準備金を認めたり、損失の繰越し、繰りもどし、たなおろし資産の経理等の面において、確かに従来より合理化されている点が多いようでありあります。これらは私としてもまことにけつこうであると思ひますが、問題となる点は、企業に対してはこのほかに資産再評価による課税がなされるのであります。これをあわせ考へますと、法人に対する租税収入は昭和二十四年度予算額五百億円に比べて、明年度は五百三十一億円とむしろ増加しているのであります。これはさなきだに不況にあえいでいる企業に対して、重大な影響を與えるものでありまして、私のはなはだ憂慮にたえないところであります。さらに今回の改正による重大な問題は、農業協同組合その他の特別法人に対する課税を、一般法人と同様に扱うことにした点であります。政府の説明によりますと、従来とも特別法人に対する課税の税率は、一般法人のそれに近づけつあつたのであるから、これは当然の措置であるとのことであります。これは単なる一片の法律論にすぎず、まづたく経済の实情を無視した暴挙であると言われざるべきです。経済的基礎のきわめて薄弱である農業協同組合等は、とうていこの重圧に抗し得るはずはなく、農村はますます不況の底に沈滞するより道はないように思われます。この点が

この改正案の最も大きな難点でありまして、次に資産再評価法案についてであります。私の最も心配いたしましたのは、この資産再評価が、経済諸條件の均衡による新価格体系の形成と矛盾するものではないかという問題であります。すなわち再評価を行う以上、その償却額は商品価格に繰り込まねば無意味であり、しかもその繰り込みは好ましくもなく、また現状では不可能であります。この理由で再評価そのものがかえつて企業を弱体化するおそれがあり、しかも再評価益に六%の課税を行うということは、一層企業に重圧を加える結果になるわけでありあります。法案の條文には再評価は任意ということになつておりますが、これは再評価の倍率を企業の任意とするだけであつて、再評価をすること自体は実質的には強制となつております。それゆゑ私は経済界の現況にかんがみ、今回の再評価法案には反対したものであります。さらに酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。従来もこの種の税は殆んど課税の飽和点に達しておつたのであります。これ以上税率を引上げるということは、いかに国庫収入の要請とは言へ道徳上許さるべきではありません。しかもシャウブ勸告にさへ、明年度の酒税収入は八百億円とされてはいるのに、一千三十億円と二百三十億円も上まわるような増徴の仕方は、決してわれわれの賛成し得るところではありません。さきにタバコの価格を引上げた結果がタバコの売れ行き不振を来し、かえつて財政収入上大きなマイナスの結果を招いているのと、同一のはめに陥る懸念があると思われ

るのであります。次に通行税法の一部を改正する法律案につきましては、三等の旅客運賃並びに急行料金の免稅は私も賛成するところでありあります。但しここに希望いたします点は、三等の旅客運賃が現実には通行税の分だけ値下りになつて、大衆の負担を軽減することでありあります。がしかし船舶の二等は汽車の三等に相当するものであり、これに対する修正を承認せざる限り反対であります。さらに有価証券移動税を廃止する法律案につきましては、取引高税、不動産取得税等の諸流通税が廃止されつつある現状において、有価証券の取引流通を円滑ならしめるという趣旨で賛成であります。最後に所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案は、單なる技術的なものであり、取り立てて言うほどのことはありませんが、前法令に反対する以上本案にも反対するものであり、以上をもつて私の討論を終ります。

○川野委員長 河出賢治君。政府は今度シャウブ博士の税制改革案のつとりまして、大幅な税制改革をやつたのであります。シャウブ博士の勸告を取入れたことについて、北澤氏が盛んにこれを弁護されておりました。が、しかしシャウブ博士の知恵を借りなければ日本の税制改革ができないというふうなことは、あまりに大自由党の方々としても面目がないではないか。また政府としても面目がないではないか。他人の知恵を借りなければ日本の税制改革ができないということ、これはまづたく日本の税制において自主性をなくしておる。これが私の最も諸君に言つておきたい一つのことでありあります。ところで今度の政府の税制改革も、盛んに九百十三億円減税というふうなことを蔵相あたりは言つておりますけれども、しかしただ一つだけのものを見て、ちようと一本の木を見て森を見ないと同じように、一方を見て他の方を見なければ何の減税でもない。御承知の通り國税にしましても、ある面では減税になつてはいるであらうが、實質上の國民生活からいへば減税になつていないものがある。これは私は後にそのことに触れますが、こういうふうな國税においては若干減少したが、地方税においては増徴する。御承知のごとく今日法案が出ないという一各資本家団体あるいはいろいろの國民の諸団体から、今日の地方税の改正問題また自由党の改正案というものが出まらぬ、いまだにこの国会に地方税が出ない。こういうふうに出ないところの問題は、やはりこの法案の中にきわめて莫大な増徴が見込まれておるということ、この意味から従つて國税だけを減る減るといつても、地方税で増徴されれば、これはプラス、マイナス同じなものである。あるいはマイナスの方が多いためである。同時にまた税制改革という点だけでなく、やはり税制は政府の経済政策の一環なのであります。税金で減らしても、國民大衆のふところから出る金は同じなのであるから、たとへば税金によつてこれまで補給金をまかなつていたものを、今度は直接大

衆自身が、独占資本の物価のつり上げられたものを買わなければならぬときは、これは生活にとつて同じなのであります。鉄やあるいはソーダ、肥料、電力料金の値上げ、あるいはマル公の米の値段、主食の値段の値上げ、こういうものによつて、結局大衆生活自体の實質上の問題になれば、これは減税になつていないのであります。こういう点から私たちは一つのポンプだけを小さくしても、他に大きなポンプの穴をつくつたならば、これは決して國民生活の實際における減税でないということ、私ははつきり述べておきたいと思ふのであります。以下時間の關係もあり申すから、若干諸法案について申し述べます。が、特に所得税につきましては、御承知のごとくきわめてこれは大衆課税である。千六百九十四万人のうち、二万円以下の所得のあるものが大体九〇%を占めておる。これ以外に免稅点以下になるものが相当あるのであります。が、こういうふうには二万円以下のものが九〇%を占める。こういうところまで今日大衆的な課税をしておるといふこと。それから第二には、今日の所得税がやはり生活に食い込んで来ておるといふこと。これは先ほど御承知のごとく、基礎控除がおきまして月二千八百三十三円、扶養控除が千円、これが免稅点、これがいわゆる最低生活の大体の基準になる。ところがこういうふうなわずかなものによつて生活ができないうことは、これはもう自由党の諸君といえども御承知のはずなのであります。ところが失業者にしましても、たとへば一日働きの二百八十円以上とればこれに税金がかかつて来る。こ

あります。また税金あるいは金融あるいは資本が、大独占資本の方へ移動して行くということによつて、中小企業は金融の面からも、この資産の評価がえによる企業の倒産というものは、もう必然の状態であり、従つてまた審議会におきましても、再評価を通じて日本の企業の再編成、すなわちどこはつぶすか、どこは残そうかというよう

ける。向うでは新しいものがどん／＼できておる。そうして売りつけた機械がすえつかつたところになると、新しいものをまたどつと入れる。これが今日の外国の独占資本のやり方なのであります。こういうことを喜んで、皆さんは日本の外資導入というところが、いかにも日本の経済を発展させるというふうにお考えになつておられますが、実はこれは外国の恐慌、外国の古い、わゆる陳腐化したところのこの技術、こういうものの導入にはかからない。従つてこういう点から言ひましても、われわれは外資導入、これに伴う外国品の課税の問題、こういう問題にも反対せざるを得ないのであります。

は首切りは増大する。こういう結果を招くこの資産再評価法案に対して、われわれは反対せざるを得ないので、特に外国の資本で優遇する。あるいはこの資産再評価によつて外資導入の準備をする。この前大蔵大臣は外資導入によつて、大いに日本の経済復興をするということを言われておりました。最近あるところから聞きますと、たとえばストレプトマイシンというものが、アメリカにおきましては今日きわめて多量にあり余つておる。こういうものを、最近日本では何億というほど買うのであります。ところがこのたくさん余つたという裏面には、さらに向うの技術が発展して、新しいストレプトマイシン以上のものができておる。ところがその古いものを日本へどん／＼輸入する。それからまた日本のある特定な薬会社、こういうところが外資が入つて来る。そうしてこの薬が入り切つたときに、外国資本がどん／＼その古い専売特許の機械を売りつ

た。大体主要な法案の内容について反対いたしました。以上のごとく税制改正は大衆の負担の方法を若干変更する。しかしながらまたどうして国民大衆からしほりとるかというこの改正にすぎないのであります。直接所得から巻き上げる税金を減らせば、間接税でもつて税金を巻き上げるとか、あるいは中央政府の税金を減らせば、地方の税金を増すとか、あるいは国家財政を収縮して、独占資本によつて物価を上げ、直接労働者や農民等からしほりとり、中小企業を倒壊させる。こういうふうにして一連の経済政策、徴税政策を通じて、すべて大資本すなわち独占的な資本の強化に役立たせるにすぎないのであります。こういう面から、従つて個々の税制を一條々々改革しましても、他の税制全体あるいは政府の経済政策との関連において見なければ、いかに税制がかりつばでありましても、その裏には幾らでも穴があるということをわれ／＼は認めるものであ

ります。同時に今度の税金の徴収におきましても、軍事的な予算を昨日通しました。この裏づけとして今度の税制改革がなされておる。従つてこれを突進し、この税制によつてこれを徴収して行きますれば、相当なりはファイナンスの合理的な政策をとらざるを得ない。政府は合理化とは申し公平とは申しておりませぬけれども、今日この改革の中に、徴税の方式におきましては、御承知のごとく納税者を抑圧するところのいろ／＼な法令が追加されております。これは討論の際にも明らかにしました。また罰則強化等も行われる。こういう意味においてこの税制改革による徴税方式が、まづたつたファイナンスなものに漸次転換しつづつあるというところを指摘しておきたいのであります。従つて今日御承知のごとく中小商工業者が税金問題で苦しむ、今や死活の問題となつて全国各地で闘つておられます。これが税制改革の後においては、この徴税方式による場合には、何ら解決されておらないことを私はここに指摘しておくものであります。わが共産党は間接税を廃止し、直接税一本で最低生活を保障するために、昭和十二年当時の千二百円の免税、これに物価指数をかけた大抵四十四万円というものを免税点とする。こうして酒やタバコ等を原価の二倍程度に引下げた。間接税は廃止する。これによつて大衆の購買力をつくり、国内の需要を満たす。中小商工業の滞貨の処分やあるいは生産増強、従つて企業の安定をはかることができるのであります。このような税制改革によつてのみ、真に国民生活の安定と向上をはかることができるのであります。こういう税制を

やつたならばすぐに収入が減るとおつしやる。それをここで皆さんは心配しておられる。ところが御承知の通りシヤウ博士の報告にも、所得税だけでも二五%から一〇〇%の脱税がある。他の物品税あるいはその他一切の間接税においても、莫大な脱税があるというところを指摘しておる。この点を皆様がお説みになり、また今日各地におけるあの税務官僚たちの收賄や詐欺、こういうものをごらんになれば、今日いかに莫大な脱税があるかということをお聞きになればよく知つておる。おそれなく皆さん自身が自分でどの程度のことをおやりになつておるかということはおわかりになると思ひます。私はこのうい脱税を完全に捕捉するならば、先ほども申しましたところの直接税一本方式をもつても、十分徴収を確保することができると思ふのであります。現在の吉田内閣の財政政策すなわち軍事的、植民地的予算に適應して収入を得るための今回の税制改正の諸法案に對しましては、勤勞する全人民とともに、また日本の完全なる独立と平和と自由とを守らんとする真の愛國者とともに、断固反對するものであります。

○川野委員長 内藤友明君。
○内藤委員 私はきわめて簡単に申し上げたいと思ひます。友党の農民協同党も一緒に申してくれということでありませぬから、私どもの所屬しておられまする党と農民協同党を代表いたしまして申し上げたいと思ひます。
ただいま提案になつておられまする九法案のうちで、有価証券移転税法廃止に關する法律案のほかの法律案には反対いたします。先ほど来田中君、宮腰君からそれ／＼述べられましたから、私

は重ねてこれを申し上げようとは思ひませぬが、政府は今度の税法におきまして国民の負担の公平ということと負担の軽減、この二つをやるのを立法的手段としてあげられたのであります。しかしその内容を検討してみますと、はたしてそういうことになつておるかどうかということ、長い間この委員会におきまして討議せられたる跡を顧みますると、しからずという結論が出るのであります。與党の皆様御質疑を静かに聞きまして、またわれわれも足らぬところはお尋ねしたのであります。眼目は、これが一年たちますと、実際にこの法律からいへば、なことが現実に事実として現われて来ると思ひます。であります。であります。この点は私は述べません。とにかく負担の公平にもならぬし、軽減にもならない法律だという結論になるのであります。そこで私が申し上げたいのは、去る七日に私は大蔵大臣に對しまして、これらの立法の立案の態度並びに心持をただしたのであります。その答えを先ほど速記課に参りまして書き取つて参りましたが、大蔵大臣はこう申されました。「われ／＼は資本主義自由経済をモットーとする財政経済をやつておるのであります。当然今度の税制もそういうふうによつておると思ひます。」「こういうふうにお答えであつたのであります。ここで私どもが考えなければなりませんのは、今度の税法全般を通じて考へてみますと、大臣のお言葉の通り各條章の言葉の中にその思想がにじみ出ていることは、これはもちろんはつきりしております。たとえて申しますと、五十万円以上の所得者につ

きましてはその税率を百分の五十五一
本にしたり、また大企業の法人を
特に優遇したり、あるいは富裕税とい
うものをつくられたのでありますが、
その税率というものは驚くほど過小に
したり、さらに農業者、漁業者、小市
民あるいは中小企業者が、資本主義自
由経済に対してその生産と生活を防
ぐ唯一の協同組合、この協同組合に対
する法人税というものを、従来の特別
扱いを廃止して営利法人と同一にした
ということ。これは教え上げて行きま
すと限りないのでありますが、と
にかくこれらはいずれも自由経済思想
からの資本主義経済政策に立脚してお
るものと考へるのであります。言うま
でもなく自由経済の門を入りますと、
そこに展開する社会は資本主義の経済
社会であります。この社会は驚くべき
魅力を持つておるのであります。と
うとあらゆるものを利潤の前に屈服
させずにおかないという強い力を持つ
ておるのであります。ために文学も教
育もさては宗教もその本来の使命を失
われしめ、ひたすら利潤追求の手段とな
り終らしめるのであります。ために文
化はすたれ、道徳は乱れなど。しか
しこれはほんとうのそういう社会の姿
でありますので、この資本主義自由経
済の前に、農業でありますとか中小企
業というものの運命はどうなるのか。
問題はここにその深刻なものを見出す
のであります。御承知のごとく資本主
義自由経済社会におきましては、資本と
いうものを投下すればするほど、それに
応じましてその企業は繁栄し榮榮する
ものであります。しかし農業や中小企
業にはその原則は根本的に当てはまり

ません。農業には報酬漸減の法則とい
うものが厳密に適用されております。
これは何といたしましてもいたし方な
いものであります。従つて農業本来の
性質からいいますと、資本主義社
会から哀れな姿で消え去るべき宿命を
持つておるのであります。ことにわが
国の農業は零細な家族経営でありまし
て、自由経済社会から一たまりもなく
葬り去られるのであります。思えば長
い間私どもは農政運動をやつて来まし
た。この農政運動は、資本主義に圧迫さ
れ搾取され、資本主義発展の犠牲とな
りました農村の解放であつたのであり
ます。それを今現実の大蔵大臣から、
資本主義自由経済の基礎概念から今度
の税制を改正したのでありますという
お言葉を聞きました。感慨無量なもの
があるのであります。もはや私どもは
多くを申しません。しよせん現在の政
府が農業政策を立てましても、それは
一日暖めて十日冷やすことになり、結
局農業は破局へ急ぐだけのことであり
ます。かようにただいま検討されてお
りますこの税制、この税制のもとに
おきましては農業も中小企業も断じて
救われません。こういう簡単な重大な
理由でこれに反対するのであります。
○川野委員長 討論は終局いたしました
た。これより採決に入ります。

酒税法の一部を改正する法律案、法
人税法の一部を改正する法律案、所得
税法の一部を改正する法律案、富裕税
法案、通行税法の一部を改正する法律
案、資産再評価法案、相続税法案、所
得税法等の改正に伴う関係法令の整理
に関する法律案の八案を一括議題とし
て採決に入ります。右八案を原案の通
り可決するに賛成の諸君の御起立を願
います。
〔賛成者起立〕
○川野委員長 起立多数。よつて右八
案はいずれも原案の通り可決いたしま
した。
次に有価証券移転税法を廃止する法
律案を議題として採決いたします。本
案に賛成の諸君の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
○川野委員長 起立多数。よつて本案
は原案の通り可決せられました。
なお報告書の件につきましては委員
長に御一任願いたいと存じます。
以上をもちまして税法改正九法案に
対する審査を全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十八分散会

- 〔参照〕
- 酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
 - 有価証券移転税法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書
 - 法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
 - 所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
 - 富裕税法案（内閣提出）に関する報告書
 - 通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
 - 資産再評価法案（内閣提出）に関する報告書
 - 相続税法案（内閣提出）に関する報告書
 - 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
- 〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月二十一日印刷

昭和二十五年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所